



5足教教教発第375号  
令和5年5月16日

足立区監査委員 様

足立区教育委員会

令和4年度 財政援助団体等監査結果報告書に対する措置について

令和5年3月23日付4足監発第1917号により提出された令和4年度財政援助団体等監査結果報告書の意見・要望事項に対して、下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知いたします。

#### 記

##### 1 指摘事項

ア 公益財団法人足立区生涯学習振興公社への補助金の交付について

<学校支援課>

##### 2 措置内容

別紙のとおり

担当 教育委員会事務局教育指導部  
教育政策課教育政策担当 岡元 内線3517

## 令和4年度 財政援助団体等監査結果報告・措置事項

### 1 指摘事項

所管課                      学校支援課

指 摘 事 項	措 置 内 容 等
<p>(1) 公益財団法人足立区生涯学習振興公社への補助金の交付について</p> <p>学校支援課では、学校教育を基礎とする生涯教育の振興と生涯学習の推進を図り、もって個性豊かな区民文化の創造に寄与することを目的として公益財団法人足立区生涯学習振興公社（以下「公社」という。）に対して、公社の助成等に関する条例、及び公社に対する補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に基づき、補助金を交付している。交付要綱では、人件費及び公社管理運営費を補助対象経費とする旨規定している。</p> <p>この補助金の交付について監査したところ、令和3年度から、「公社ニュース トキメキ」掲載のための広告宣伝費相当分の補助金が新たに交付されていた。</p> <p>「公益法人会計基準」の運用指針（内閣府公益認定等委員会）では、管理（運営）費は法人の事業を管理するため、毎年度経常的に要する費用（法人自体が管理運営、存続するための費用）とされ、事業に係る広告宣伝に関する経費は事業費と考えられる。公社の正味財産増減計算書においても、本件広告宣伝に関する経費は、公益目的事業会計における事業費（事業の目的のために要する費用）として計上されており、交付要綱で補助対象として規定している人件費及び管理運営費には該当しない。従って、本件補助金は交付要綱の根拠なく交付されたものと言わざるを得ない。</p>	<p><b>1 事実関係</b></p> <p>令和3年度から公社事業の広告宣伝等を行う媒体「トキメキ」への記事掲載経費を補助金に計上しましたが、当該経費は「事業費」であり、交付要綱の補助対象経費「人件費」「公社管理運営費」に該当しないため、根拠のない交付となっていました。</p> <p><b>2 原因</b></p> <p><b>補助対象経費の項目の誤認</b></p> <p>令和3年度当初予算編成において、公社から「トキメキ」への記事掲載経費を補助対象に組み入れる増額要求があった際、公社及び区の担当者が当該経費を「公社管理運営費」に類するものと誤認していたため、補助対象経費に該当するか否か議論がなされないまま、要求額を交付してしまいました。</p> <p><b>3 改善措置・再発防止策</b></p> <p><b>(1) 過年度に交付した補助金の返還請求</b></p> <p>令和3年度及び4年度に交付した補助金については、要綱の根拠なく交付された支出として交付決定を一部取り消し、不当利得による返還請求を行います。</p>

今後このような事務の執行が繰り返されることがないよう必要な改善措置を講じられたい。

〈学校支援課〉

#### (2) 令和5年度以降の取扱い

「トキメキ」への記事掲載経費については、補助事業の目的と内容の適合性等を確認した結果、公益上必要があると認められることから、令和5年度以降、補助対象に加えます。

#### (3) 交付要綱の改正

従来の「人件費」「管理運営費」に加え、「事業費」を補助対象経費に加える改正を行います。

#### (4) 公益性の担保

事業費の支出にあたっては、毎年、翌年度の予算編成において、公社から事業計画について詳細に説明を受け、公益上の観点から補助対象として適切かどうか、学校運営部長による審査を行った上で、適正と認められた額を支出いたします。また、予算審査の経過を記録に残します。